

加古川市生活援助中心型訪問介護の利用に係る居宅サービス計画届出要領

平成 30 年 9 月 28 日福祉部長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号。以下「運営基準」という。）第 13 条第 18 号の 2 に規定する居宅サービス計画の届出に関して必要な事項を定めるものとする。

(届出の方法)

第 2 条 届出は、平成 30 年 10 月 1 日以後に作成又は変更した居宅サービス計画（軽微な変更の場合を除く。）について、当該計画を作成した介護支援専門員が所属する指定居宅介護支援事業所を通じて市に提出して行うものとする。

(届出書類)

第 3 条 届出は、次に掲げる書類の提出をもって行う。

- (1) アセスメント表（課題分析）
- (2) 居宅サービス計画書（１）・（２）及び週間サービス計画表
- (3) サービス利用表・別表（当該届出に係る居宅サービス計画に基づく介護サービスの開始月分）
- (4) 居宅介護支援経過（当該届出を行う月の直近 3 箇月分）
- (5) サービス担当者会議録（当該届出を行う月の直近 3 箇月分）

(届出期限)

第 4 条 届出は、当該居宅サービス計画の作成又は変更を行った月の翌月の末日までに行うものとする。ただし、一度市が確認等を行った居宅サービス計画の次回の届出は、前回届出を行った日から起算して 1 年以内に行うものとする。

- 2 特別な事情等により前項に規定する期限までに届出ができないときは、当該介護支援専門員はその理由を書面又は口頭により届け出るものとする。
- 3 前項の特別な事情等が解消されたときは、当該介護支援専門員は速やかに届出を行うものとする。

(市による確認等)

第 5 条 前条までの規定により届出を受けたときは、当該届出書類の内容につき自立支援・重度化防止の観点から保険者としての確認を行う。

- 2 前項の確認は、要介護状態区分、家族等の状況、認知症の有無及び程度並びに介護サービスの利用状況等を総合的に勘案して行う。
- 3 第 1 項の確認により、他の介護サービスや地域資源の活用について専門的見地からの検討を加えることが望ましいと判断したときは、地域ケア会議又は市職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等（以下「地域ケア会議等」という。）において多職種の専門家による事例検討を行う。
- 4 当該届出を要する居宅サービス計画を作成した介護支援専門員及び当該計画に基づき届出に係る訪問介護を行う訪問介護員に対して、前項の地域ケア会議等への出席を求めることができる。

(是正の意見)

第6条 前条の規定による地域ケア会議等における事例検討において、当該届出に係る居宅サービス計画を是正すべき意見があるときは、当該指定居宅介護支援事業所を通じて当該介護支援専門員に当該意見の内容を通知するものとする。

2 前項に規定する通知に併せて、当該意見を参酌して当該居宅サービス計画を変更するなどの検討をするよう当該介護支援専門員に求めることができる。

3 前項の変更等の検討の結果について、当該介護支援専門員に対して報告を求めることができる。

(その他)

第7条 この要領に定めのない事項の取扱いについては、運営基準等の主旨に照らし、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。